

地区医師会担当理事 殿

公益社団法人  
東京都医師会  
理事 黒瀬 巖  
(公 印 省 略)

8 月お盆期間の発熱患者等の診療及び検査体制確保における休日加算の取り扱いについて

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

8 月お盆期間における新型コロナウイルスの感染拡大に備えるための診療・検査体制を確保するための東京都の支援事業については、令和 4 年 7 月 19 日付東都医疾発第 1186 号(地区第 630 号)「8 月お盆期間の発熱患者等の診療及び検査体制確保について」により、ご通知申し上げたところです。

今般、医療機関における 8 月お盆期間中の診療報酬上の休日加算及び支援事業による協力金について下記のとおり取りまとめました。

貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### ■ 診療・検査医療機関のお盆期間における協力金と休日加算について

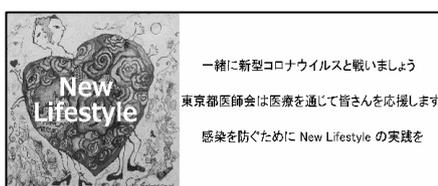
- (1) 診療・検査医療機関として、「協力金」の欄に「○」がある日に診療体制を1日あたり4時間以上確保している旨、以下のサイトで事前登録[7/26(火)~8/2(火)]している場合は、協力金の申請が可能です。なお、今回の支援事業に参加するための診療・検査医療機関の新規登録申請は 7/28(木)までです。  
【新規登録申請・事前登録サイト】 <https://tkp-srv7.com/fukuhokenkyoku/shinsei2021/>
- (2) 診療・検査医療機関として、「休日加算」欄に「○」がある日に事前登録した時間に診察した場合、あるいは、診療・検査医療機関としての登録の有無に関わらず休日加算の要件を満たしている場合については、休日加算を算定することが可能です。
- (3) 診療及び検査体制確保のために、医療機関が例年休診日としている日を診療日に変更したとしても、「休日加算」欄が「×」の日に休日加算を算定することはできません。

	8/11 (木・祝)	8/12 (金)	8/13 (土)	8/14 (日)	8/15 (月)	8/16 (火)
協力金	○	○	○	○	○	○
休日加算	○	×	×	○	×	×

#### ■ 参考情報(7月末日までが期限の臨時的取扱)

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いの以下の項目は、7 月末日までの算定となります。(現段階では延長の通知は出ていませんが、延長される場合は速やかに通知いたします。)

- 「診療・検査医療機関」である医療機関が、東京都に申請している診療・検査対応時間内に新型コロナウイルス感染症の疑い患者を外来で診察した場合の「二類感染症患者入院診療加算」(250 点)
- 重症化リスクの高い新型コロナウイルス感染症患者への電話診療に係る特例措置(147 点 1 日 1 回)  
※令和 4 年 5 月 17 日付東都医保発第 509 号(地区第 290 号)



(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課  
TEL : 03-3294-8838 (直) FAX : 03-3292-7097  
■ 新型コロナウイルス感染症の保険適用に関する情報  
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>